

香芝市行政組織条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年9月26日

香芝市長 三 橋 和 史

香芝市条例第23号

香芝市行政組織条例の一部を改正する条例

香芝市行政組織条例（平成5年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出し中「部」の次に「及び室」を加え、同条中「次の部」の次に

「及び室」を加え、「企画部」を「市長公室」に、

	「生活安全部	
	福祉部	を「健康福
	健康部	子ども
		」

祉部
家庭部」に改める。

第2条中「部の」を「前条に掲げる部及び室の」に改め、同条企画部の項中「企画部」を「市長公室」に改め、同項第5号中「総合企画」を「総合政策」に改め、同項第8号中「情報システム化の計画及び運営」を「議会」に改め、同項第9号中「統計」を「文書」に改め、同項に次の1号を加える。

(10) 法制に関すること。

第2条総務部の項を次のように改める。

総務部

- (1) 市行政一般に関すること。
- (2) 情報システム化の計画及び運営に関すること。
- (3) 市有財産に関すること。
- (4) 入札及び検査に関すること。
- (5) 予算及び財務に関すること。
- (6) 市税の賦課及び徴収に関すること。

第2条市民環境部の項に次の1号を加える。

(11) 統計に関すること。

第2条中生活安全部の項を削り、福祉部の項及び健康部の項を次のように改める。

健康福祉部

- (1) 保健衛生及び健康対策に関すること。
- (2) 介護福祉に関すること。
- (3) 国民健康保険に関すること。
- (4) 医療に関すること。
- (5) 社会福祉に関すること。

(6) 生活支援に関すること。

子ども家庭部

(1) 子育て支援に関すること。

(2) 母子保健に関すること。

(3) 認定こども園及び保育所に関すること。

(4) 放課後児童健全育成事業に関すること。

第2条都市創造部の項に次の1号を加える。

(9) 交通政策に関すること。

第3条中「掲げる部」の次に「及び室」を加え、同条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

(危機管理監の設置)

第3条 前2条の規定にかかわらず、危機管理及び防災に関する事項並びに地域安全に関する事項を分掌させるため、第1条に掲げる部及び室の外に危機管理監を置く。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年1月1日から施行する。

(香芝市表彰条例の一部改正)

2 香芝市表彰条例（平成4年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第9条中「定める部」の次に「及び室」を、「それぞれの長」の次に「並びに危機管理監」を加える。

(香芝市の一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

3 香芝市の一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年条例第32号）の一部を次のように改正する。

	「2	部長又は理事の職務	「2
			3
別表第2の8級の項中	3	議会事務局長の職務	を
	4	教育委員会事務局教育部長の職務」	4
			5

市長公室長の職務

部長又は理事の職務

に改める。

議会事務局長の職務

教育委員会事務局教育部長の職務」